

飯塚市障がい児保育等事業実施要綱及び飯塚市障がい児保育等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月7日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市障がい児保育等事業実施要綱及び飯塚市障がい児保育等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

(飯塚市障がい児保育等事業実施要綱の一部改正)

第1条 飯塚市障がい児保育等事業実施要綱(令和6年飯塚市告示第83号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保育士等 <u>保育士(児童福祉法昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録(同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録を含む。)</u>を受けている者)及び幼稚園教諭</p> <p>(3) 加配保育士等 障がい児保育事業(以下「事業」という。)を実施するため、福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年福岡県条例第56号)第46条第2項、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)第5条又は幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第5条の規定により配置すべき保育士等の数を超えて配置した保育士等、<u>看護師(准看護師を含む。)</u>、子育て支援員、保健師、養護教諭、小</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保育士等 <u>保育士及び幼稚園教諭</u></p> <p>(3) 加配保育士等 障がい児保育事業(以下「事業」という。)を実施するため、福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年福岡県条例第56号)第46条第2項、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)第5条又は幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第5条の規定により配置すべき保育士等の数を超えて配置した保育士等<u>又は看護師</u></p>

<p><u>学校教諭、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士、児童指導員又は保育補助者</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
--	----------------

(飯塚市障がい児保育等事業補助金交付要綱の一部改正)

第2条 飯塚市障がい児保育等事業補助金交付要綱(令和6年飯塚市告示第84号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>加配保育士等</u> <u>飯塚市障がい児保育等事業実施要綱(令和6年飯塚市告示第83号)第2条第3号に規定する者</u></p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助金の交付を決定する日が属する年度における<u>加配保育士等</u>に係る人件費とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助金の交付を決定する日が属する年度における<u>加配保育士</u>に係る人件費とする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の飯塚市障がい児保育等事業実施要綱の規定は令和8年4月1日から適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の飯塚市障がい児保育等事業補助金交付要綱の規定は令和8年4月1日から適用する。